

『延喜式』第39卷「正親司」の 史料的価値を英語圏に伝えるために ジェンダー的視点を取り入れて

The “Royal Family Roster and Payroll Office Protocols” and
Exploring Gender Power Relations at the Heian Court
KAWAI Sachiko

河合佐知子

はじめに

アジア・ヨーロッパには長い王室の歴史があり、各国の研究家がお互いに学び合い比較検討することを通して、新たな課題を模索できる可能性が秘められている。しかし、グローバル的視野を取り入れた研究が求められる今日においても、皇族・王族女性についての比較研究及び共同研究は少なく、女性が政治・経済・文化の様々な分野で担ってきた役割は、歴史的マスター・ナラティブには十分に反映されていない。その理由の一つに、各国の一次史料や研究成果が国際的に共有できていないという点が挙げられる。本稿では、こういう問題点を踏まえつつ、『延喜式』巻39「正親司」に焦点を当て、この条文を英訳することの意義を見出すとともに、女性史・ジェンダー史の研究において、この史料のもつ可能性を述べたい。

『延喜式』巻39「正親司」がどう女性史・ジェンダー史研究の発展に関わるかを示す前に、まず「正親司」の職掌・役割や、『延喜式』における正親式の条文構成及び史料としての特徴について簡単に触れたい。

1 『延喜式』巻39「正親司」の役割・職掌と条の構成

正親司は、宮内省の管轄下に置かれ、二世以下四世以上の諸王（王・女王）の名簿を管理する立場にあった。また、朝廷から支給される季禄や皇親時服・女王禄を取り扱うことを通して、皇族メンバーの経済的地位の維持にも関わっていた。配布物には、布や真綿、鉄等の金属類や鋏といった農具までが含まれており、諸王の家政機関で実際に使用されただけでなく、それを売買したり、贈答を通してネットワーク作りに利用されたりしたと考えられる。また、後述するように、給付対象者や禄を賜る儀式に関する規定は、政治的意味も持っていた。つまり、正親司は皇親の経済面だけでなく、政治的位置付けにも影響する任務を担う司であった。そういう司に関する条を集めたものが『延喜式』巻39「正親司」であり、正親式と呼ばれている。

正親式は巻39の最初に位置し、計14条で構成されている。その後続く内膳司に関する式が計63条で、巻40の東宮に関する式も計52条であることを考えると、比較的小規模なセクションと

言える。しかし、正親式は短いながらも、古代宮廷社会の業務を円滑に行うために役立つ情報が含まれており、『延喜式』の性格を考える上で重要である。まず、1条から4条までは、時服や禄の付与にあたり、諸王の名簿管理を行う際に必要な業務を示す。このことは、この司が諸王の名簿管理を通して、名前・年齢・位階・出家の有無をはじめとする各皇親の個人情報を把握し、それを常にアップ・デートしていく役割を務めていたことを示している。その後続く条は多岐な内容に及ぶ。例えば、8～10条も同じく名簿に関わることではあるが、諸王が節会や祭事・仏事に出席する際の規定が示される。また、6条及び10～12条は、給付対象となる諸王の基準が示される。その中でも特に11・12条は、諸王の死や出家による手当停止の手続きについて触れており、その背景を探ることで新たな問題提起ができそうである。5・7・13条においては、実際に与えられる物のリストや儀式次第、そして給付の際に必要な手続きを示すとともに、各省・司の分掌等が定められている。そういう意味で、この式は、朝廷の各部署間のコミュニケーションや連携を助けつつ、実際の給付作業をスムーズにするためのマニュアルとも言える。

2 正親式の可能性-女性史・ジェンダー史に関する研究課題

上記のように、正親式をはじめ、『延喜式』には政治・宗教・法制史等の分野に役立つ情報が豊富であるが、違う切り口から活用できる可能性もある。先行研究では、『延喜式』にジェンダー的視点を組み込んで検討する例は少なかった。しかし、この史料を通して、女性史・ジェンダー史の発展に貢献できる方法はないだろうか。まず、正親式は皇族女性の中でも比較的残存史料が少なく研究が難しいとされる平安期女王に関する情報を含んでいる。その中でも5・6・8・13条は、女王に限定された内容である。例えば、6条は給与を賜る女性皇族の定員を示すとともに、臣籍降下による定員割れがあっても補充しないことを規定している。また、13条は、女王に給付された土地の位置・規模を示す。それに加え、この式には、男女どちらの諸王にも関わる規定が含まれており、諸王の待遇にジェンダー差があったのか、それは皇族男女の役割や力関係にどのような影響を与えたのか等の興味深い研究課題を提示してくれる。『延喜式』と他の資・史料を照らし合わせつつ課題を追及し、『延喜式』自体や研究成果を英訳・発信していくことは大切である。そういう試みを通して、ヨーロッパや他のアジア諸国等との比較検討の機会を生み、日本史を超える分野の問題理解にも繋がるのではないかと考える。

こういう視点から、古代皇親が国から賜る給与のうち、ジェンダー差が見られるものを見てみたい。まず「女王禄」を取り上げる。これは、二世以下四世以上の女王に支給されたもので、女性皇族に限定された給与である。「女王禄」は、「女」を読まずに「おうろく」と発音される。このことは、元来は「王」という語が性別に関わりなく男性の王にも女性の王にも使われていたが、平安中期にかけて「王」が男性であるというジェンダー化が起こっていく過程を示唆しており、興味深い。女王禄に関する条は『延喜式』正親式に二つあり、それは第5条と第6条である。第5条には、女王禄授与の儀式次第、つまり女王がどのような場において、実際に何を受け取るのかという説明が書かれている。また第6条には、女王禄受給者の定員及び欠員が出た場合の処置の規定等が示されている。

では、男性皇親のみに与えられる給与はあったのか。その答えは、正親式の皇親時服に関する条

の「諸王」をどう解釈するかによる。過去の研究には、「諸王」を男性のみを指すという見方もあったが、最近の研究では「諸王」は女性も含むと解釈する傾向にあり、拙稿でも男女共に時服が与えられたと判断した⁽¹⁾。つまり、女性皇親はこの皇親時服に加え、上記の「女王禄」を賜る機会があったのである。しかし、これに対応するような「(男)王禄」と呼ばれるものは、管見の限り、存在しなかったと思われる。

では、この時期に政府はなぜ諸王の対応をジェンダーに基づく形で行うようになったのだろうか。それを考える際に、「女王禄」の作られた時期の判定が重要になる。山下信一郎氏は、『内裏式』や『儀式』に「女王禄」が見えることから、弘仁9年(818)以前に発生した可能性を指摘し、遅くとも弘仁年間(810-824)には成立したとする⁽²⁾。この「女王禄」が作られた時期は皮肉にも、王朝社会における女王の経済的・政治的位置が不安定になる時期と重なる。平安以前から平安中期にかけて、女王は後宮で高位を占め、宮人を率いるリーダー的役割を果たしていた。しかし、8世紀後半にはそういう事例が減少し、官職を帯びる女王も減少していく。その背景には、後宮十二司の構成員であった女官の再編成と組織自体の縮小があると考えられている。また、女王に変わり、有力貴族の女性が後宮を率いる立場を担うようになっていたことも挙げられる⁽³⁾。この変化は、位階に基づく女王給与の減少に加え、彼女らが後宮で人的ネットワークを構築する機会の喪失をも引き起こした。つまり、経済面だけでなく政治面でも不利になりつつある女性皇親に対し政府が取った何らかの措置の一つが女王禄であった可能性がある。

平安王朝における女王の政治・経済的な立ち位置を考える際に、もう一つ重要なのは、先述した皇親時服である。8世紀初頭の律令導入時より、皇親には性別に関わらず給与され、その頻度は毎年春秋の二回であった。『延喜式』「正親司」の第1条には、「凡諸王年満十二、毎年十二月、京職移宮内省、省以京職移、即付司令勘会名簿、訖更送省、明年正月待官符到、始預賜時服之例」とあり、13歳を迎える皇親に対する時服支給の開始に備えて、翌年その年齢に達する王・女王の情報を各部署で確認・共有する手順が規定されている。また、第7条には、皇親時服として支給される内容が具体的に示されている。

・凡諸王給春夏時服者、二世王絹六疋、糸十二絢、調布十八端、鉄卅口、四世王以上並如令、正月廿日録送省、秋冬准此、〈但以綿代糸、以鉄二疋代鉄五口、〉皆向大藏受之、不得遣人代請、

これによると、天皇との血縁関係(二世であるか四世以上であるか)によって受け取る物に差があったことが分かる。ここでは男女差が指定されていないが、実は、『延喜式』編纂を遡る9世紀半ばに、実は皇親時服受給者を制限する試みがなされていた。それが基になって、平安中期にはジェンダー差が発生してくる。『令義解』(承和元年[834]より施行開始)によると、位禄が支給される五位以上の皇親は時服を重複して受け取れなくなっている。この制限は、六位相当の官職についており、それに応じて季禄を支給される皇親にも適応された。この制限により、皇親時服を貰えなくなったのは女王よりも男王の方が多かったと言える。というのは、8世紀後半以降、後宮において出世していく機会が狭められた女王に比べ、男王は中央のみならず地方においても官職を得る機会が保たれており、五位以上又は六位相当の官職を所持している可能性が高かったからである。

しかし、皇親時服として支給される物の価値に注目したい。相曾貴志氏や山下氏は、皇親時服料は「六位職事と七位職事の季禄の中間に相当」したと指摘する⁽⁴⁾。つまり、皇親時服料を支給された場合でも、官位・官職の獲得を通して政治的キャリアを積みつつ、経済力も向上させることができた男王に比べ、女王が得られる額は比較的少ない。もちろん女王間の差も考慮しなくてはならないが、女王全般が男王と比べると、政治・経済面で不利になる傾向があったことは、平安王朝におけるジェンダー格差を考える上で大切である。

実は、女王禄が成立した時期に、女王のライフサイクルに関係して、もう一つ着目すべき変化が起こっている。それは、女王の配偶者に関する規定である。律令下では、女王が結婚できるのは皇親に限られていたが、延暦12年(793)の詔により、「見任大臣良家子孫」は三世以下の女王との婚姻を認めるとともに、代々摂政を務める藤原氏は二世女王と結婚することが許可された⁽⁵⁾。ここで考慮しておきたい点は、女性皇親の子供は、父親が皇親でない場合、たとえ母が女王であっても皇親にはなれないことである。山下氏はこの詔以後、「皇親の継承という女王身分の形骸化」が進んだことを受け、それに対応する形で天皇と女王の結束を強めるために女王禄が作られたとする⁽⁶⁾。つまり女王禄という制度は、経済面に加え、政治的意味合いを含んでいたと考えられる。

『延喜式』「正親司」の第5条には、天皇出御のもとに女王が揃って参加し、女王禄を受け取る儀式次第が示されている。

- ・凡正月八日給禄女王、所司設座於殿庭、立幄二字於安福殿前、積禄於版位南、亦供奉殿上装束、天皇御紫宸殿、内侍率女官就座、本司官人引女王自月華門參入、女王先就幄下座、〈以世為次、不拋長幼、〉次官人共趨就前庭座、佑一人執簿唱曰、某親王之後、即一祖之胤皆下座、共称唯就庭中座、座定執簿一一喚名、女王即称唯、進受禄退出、余亦如之、其禄法、人別絹二疋・綿六屯、〈十一月新嘗会准此、〉

これによると、位階の有無や何世かという差に関わらず、出席した女王は皆、天皇の御前で同額の禄を給与されている。しかし、女王禄は「人別絹二疋・綿六屯」にとどまり、物質的支援としてどこまで女王をサポートできたかは疑問である。

では、皇親継承面における女王身分の低下、そして位階・官職を獲得する機会の縮小により、平安中期以降の女王は一様に苦境に甘んじたのか。確かに平安期女王の政治・経済的地位は不安定になる傾向にあった。しかし、そういう中でも様々な形で生き抜く術を模索しつつ、史料にその足跡を残した女王達がいたことも忘れてはならない。例えば、伊勢斎宮や賀茂斎院としての役割を務める女王もいれば、架空ストーリーではあるが、当時の様相を反映しているとされる源氏物語に見られるように「王命婦」等の女官として出仕する女王もいた。また、平安後期から鎌倉期に至るまで、天皇即位の儀において女王は、褰帳という役目を担っていた。褰帳とは、高御座の御帳をかがけ開き、またそれを下ろして閉じるという行為を指す。栗山圭子氏は、後白河天皇即位以後、白川伯王家の女王が代々褰帳を務めることを指摘し、即位式という新しい統治者とそれに近侍する者の力関係が可視化される場で、女王が「家」を代表して天皇を補佐したとした。そして、中世前期における家業に基づく「家」の確立の一端を担うとともに、白川伯王家の権力保持に貢献したとす⁽⁷⁾。これ

らの事例は、古代から中世にかけて、競争の激しい朝廷社会で生き抜くためには、女性メンバーの役割を無視しては「家」は存続できなかったことを示唆している。

おわりに

本稿では、『延喜式』正親式に焦点を当てつつ、いかに前近代日本史料が女性史・ジェンダー史の視点を取り入れた研究課題を提起することに役立つかを検討した。その過程で、正親式に見られる皇親時服や女王祿に関する規定は、女性メンバーの役割・地位の保持が天皇及び皇族の権威の存続に深く関わっていることを示した。また、平安中・後期において制度的に不利になりゆく状況下でも、様々な形で政治的・宗教的役割を担いつつ生き抜いた女性皇親もおり、そこから学べることは多々ある。彼女らの歴史は、様々な社会において、たとえハンデを負いつつも、何かを成し遂げたり、影響を与えたりできる可能性があることを教えてくれる。

しかし一方で、女王の優遇を象徴しているように見える部分も、むしろ、形を変えつつ継続されるジェンダー格差を表していることを指摘した。確かに、女王は下級官人や小作人男性よりは、恵まれていたかもしれない。しかし、男王と比べると、女王は朝廷社会で生き延びていく手段が限られていた。この平安期の男女皇親の例は、同じ社会層に位置する男女を比較した場合、男性のほうが少しだけ政治・経済的に優位に立つ傾向にあるという、世界の様々な社会制度や慣習の中で何世紀にも渡って続いてきている問題⁽⁸⁾につながる。歴史を考察することを通して、長期に渡り継続されるジェンダー格差を突き止め、その原因やそこに潜む問題を探ることは大切である。

*本研究は JSPS 科研費 16H03485・20H01318 および人間文化研究機構基幹研究「古代の百科全書『延喜式』の多分野協働研究」の成果の一部である。

今後も英訳活動に参加し、前近代日本史研究のグローバルな展開に寄与していきたい。

註

(1)——例えば、『訳注日本史料延喜式下』虎尾俊哉編集英社、p. 476, 2017 を参照。

(2)——山下信一郎『日本古代の国家と給与制』第二章「皇親時服料とその変遷」吉川弘文館、p. 150, 2012. (初出1994年)

(3)——西野悠紀子「桓武朝と後宮—女性授位による一考察—」『長岡京古文化論叢 II』, pp. 195-97, 1992; 岡村幸子「女王祿について」『ヒストリア』第144号、pp. 150-53, 1994; 伊集院葉子『古代の女性官僚：女官の出世・結婚・引退』吉川弘文館、pp. 218-27, 2014.

(4)——相曾貴志「皇親時服について」『延喜式研究』1号、1988; 前掲山下『日本古代の国家と給与制』p. 147.

(5)——『日本紀略』延暦12年9月丙戌条; 安田政彦『平安時代皇親の研究』吉川弘文館 pp. 26-48, 1998.

(6)——前掲山下『日本古代の国家と給与制』p. 150.

(7)——栗山圭子「『典侍試論』—即位褻帳を中心に—」『女性官僚の歴史』: 古代女官から現代キャリアまで』総合女性史学会編 吉川弘文館、pp. 44-53, 2013.

(8)——この現象は、「家父長制の均衡」(patriarchal equilibrium) と呼ばれている。Judith M. Bennett, *History Matters: Patriarchy and the Challenge of Feminism* (Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2006, p. 6 を参照。

河合佐知子 (国立歴史民俗博物館研究部)
(2020年4月9日受付, 2020年8月20日審査終了)